

木津川市地域公共交通総合連携協議会 規約の改正について

平成25年11月20日付けで施行された、地域公共交通活性化再生法に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規約を改正するものです。

1. 改正条項

第3条第1項第1号

2. 改正の概要

「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改正します。

3. 施行日（案）

平成27年3月12日

木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（案）

平成20年3月28日制定

平成20年5月28日改正

平成20年10月3日改正

平成24年3月27日改正

平成27年〇月〇〇日改正

（設置）

第1条 木津川市内における地域公共交通の活性化と連携により、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、観光資源の活用等を考慮した地域公共交通サービスの充実を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定等に基づき、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を京都府木津川市木津南垣外110番地9に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び形成計画に基づく事業の実施等に関する事項
- （2） 道路運送法の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便増進を図るために必要な事項
- （3） その他、地域公共交通の活性化及び利用促進に関する事項

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

- 2 会長には市長を、副会長には学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 鉄道事業者
- (4) 乗合バス事業者
- (5) 貸切バス事業者
- (6) タクシー事業者
- (7) 乗合バス事業者の運転者が組織する団体
- (8) 貸切バス事業者の運転者が組織する団体
- (9) タクシー事業者の運転者が組織する団体
- (10) 近畿運輸局京都運輸支局
- (11) 近畿地方整備局京都国道事務所
- (12) 京都府
- (13) 京都府公安委員会
- (14) 木津川市

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、会長が議長を指名する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は、多数決とする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 木津川市からの負担金

(2) 国・府等からの補助金

(3) その他の収入

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が選任する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 協議会に道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(補則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年〇月〇〇日から施行する。

木津川市地域公共交通総合連携協議会規約新旧対照表

新	旧
<p>木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（案） 平成20年3月28日制定 平成20年5月28日改正 平成20年10月3日改正 平成24年3月27日改正 平成27年〇月〇〇日改正</p> <p><省略> （事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成及び<u>形成計画</u>に基づく事業の実施等に関する事項</p> <p>(2) 道路運送法の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便増進を図るために必要な事項</p> <p>(3) その他、地域公共交通の活性化及び利用促進に関する事項</p> <p><省略> 附 則 この規約は、平成20年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年5月28日から施行する。</p>	<p>木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（案） 平成20年3月28日制定 平成20年5月28日改正 平成20年10月3日改正 平成24年3月27日改正</p> <p><省略> （事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「<u>連携計画</u>」という。）の作成及び<u>連携計画</u>に基づく事業の実施等に関する事項</p> <p>(2) 道路運送法の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便増進を図るために必要な事項</p> <p>(3) その他、地域公共交通の活性化及び利用促進に関する事項</p> <p><省略> 附 則 この規約は、平成20年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年5月28日から施行する。</p>

<p>附 則 この規約は、平成20年10月3日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成27年〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規約は、平成20年10月3日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p>
---	--